

社会福祉法人光寿会

役員・役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光寿会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」とする）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬について定めたものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員、役員等、その他の役員に対しての報酬は無報酬とする。

(公表)

第3条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第4条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規程は、令和5年4月1日から施行する。